

設立準備会 運営方針(案)

資料-6

北川流域委員会設立準備会の運営方針(案)については、同会規約に則り、つぎのとおりとする。

- ①北川流域委員会設立準備会の運営方針(審議の進め方や情報公開方法等)は、設立準備会で決定するものとする。
- ②また、審議結果のとりまとめや会議内容の公表も設立準備会が行うものとする。
- ③河川管理者(近畿地方整備局、福井河川国道事務所)は、設立準備会の委員から意見を求められた時、または委員長の了解を得て説明や意見を述べることができる。ただし、河川管理者は、設立準備会の議事およびとりまとめには関与しない。